



BA東京タイムス

発行人 金内光信

編集人 森本善三

印刷所 榎プレス

発行所
東京都美容生活衛生同業組合
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-56-4
美容会館
TEL (03) 3370-2131(代)
FAX (03) 3379-0160
http://www.beauty-city.com

総会・総代会の準備進む

任期満了の総代、役員改選手続きなど

当組合の第26回通常総会、第73回通常総代会が5月24日(火)午後1時より新宿住友スカイルームにおいて開催されます。総会では任期満了に伴う総代の改選が議題となり、総代会では新年度の事業計画や収支予算など通常の議題に加えて、同じく任期満了の役員(理事、監事)の改選も議題となります。組合では現在、これらに関わる作業、手続き等の準備が関係部署で進められています。

常任理事会・理事会

理事会、総会、総代会に提案する議題をまず審議するのが常任理事会で、今回の主要議題である事業計画案と収支予算案の策定を行っているのも常任理事会となります。4月13日にその最終案を纏めました。

理事会は常任理事会から

提案された全ての議案を審議・決定し総会、総代会に提出します。
31事業に総額約1億9100万円の予算を策定
今年度の事業計画案は組織関係が6、経営関係が5、教育関係が7、総務

が進められていくことになります。
役員・総代等選挙管理委員会
総代、役員(理事、監事)の候補者の届出と理事長選定手続きなど管理
総代と役員の候補者の届出手続きは、役員・総代等選挙管理委員会により進められ、4月1日に同委員会から各支部に関係書類が送付されます。
これを受けて各支部は、同委員会が規定に基づいて示した定数の総代候補者と役員候補者を推薦。提出期限は4月29日までとなります。
同委員会は5月2日、この届出書類を厳正に審査して総代候補者を総会に、役員候補者を総代会に提出報告します。そして、両議

場で審議選任されます。
総代会終了後、同会場です
新たに選任された理事による第1回理事会が開催される第1回理事選により理事長が選ばれる予定です。この互選に関する手続き、管理も同委員会が行います。
組合員の皆様へお願い
通常総会出席に必要な「書面議決書」「委任状・認定票」等がダイレクト便4月号同封もしくは所属支部から配布されており、当日都合がつかない場合は、書面出席や委任出席ができますので、必要事項記入の上、所属の支部か組合本部へ提出してください。総会成立の定足数が決まっておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

未加入者にお得なキャンペーン実施へ

BA東京独自の傷害通院給付金付帯

全美連 総合福祉 共済制度

全美連総合福祉共済制度(以下、制度)は組合員・従業員が病気やケガで亡くなられた時に、保険金をお支払いする制度です。死亡保険金の他に災害による障

害給付金、入院給付金、更に入入者の慶弔時には特別給付金(制度加入1年後から請求権が発生)が支払われます。
この度、BA東京では、制度に未加入の皆様に向けてお得なキャンペーンを実施します。この機会に是非加入ください。
★今回のキャンペーンの詳細は次のとおりです。
○キャンペーン概要
期間中制度に加入された方で一定条件をクリアした

公 告

第26回通常総会

日時 令和4年5月24日(火)午後1時
場所 新宿住友ビル47階スカイルーム

第73回通常総代会

同日午後2時・同会場
※総会・総代会当日は、組合本部事務局は終日休業となります。
東京都美容生活衛生同業組合

場合奨励金(4800円)をお支払いします。
○対象(年齢制限有り)
BA東京の組合員またはその従業員で現在制度に加入していない方。
○実施期間
令和4年5月11日～7月31日の間に加入申込書が届いた方で、加入(8月1日付、9月1日付、10月1日付)が成立した場合。
尚、奨励金の支払いは加入成立後3回目の掛け金が引き落とされた後となり、

1年以内の制度脱退は不可。
★制度概要は次のとおりです。
○掛金(一口あたり)
・400円～3000円(年齢により区分が異なります)。
○補償内容(一口あたり)
・死亡または高度障害100万円／・不慮の事故または感染症により死亡200万円／・不慮の事故で高度障害200万円／・不慮の事故により障害状態10～100万円／・不慮の事故で5日以上入院日額1500円
※総合福祉共済制度の加入者には、BA東京独自の傷害通院給付金も付帯されて

組合諸制度4月の状況

■総合福祉共済制度

●特別給付金支払状況 (単位:円)

給付項目	件数・金額	件数	給付金額
結婚祝金	0	0	0
第一子誕生祝金	0	0	0
子供誕生祝金	0	0	0
金婚祝金	0	0	0
銀婚祝金	0	0	0
古希祝金	0	0	0
還暦祝金	0	0	0
長寿祝金	0	0	0
配偶者死亡弔慰金	0	0	0
子供死亡弔慰金	0	0	0

入院療養見舞金 (継続5日～29日入院) (継続30日以上入院)	0	0
人間ドック補助金	0	0
計	0	0

※加入1年後から請求でき、請求有効期限は事由発生から1年

●共済金支払状況 (単位:円)

給付項目	件数・金額	件数	給付金額
死亡共済金(病気等)	2	3,000,000	
高度障害保険金	0	0	
災害死亡共済金(事故)	0	0	
災害入院共済金	0	0	
障害給付金	0	0	
計	2	3,000,000	

※請求有効期限3年

◆請求有効期限がありますので、ご請求は忘れずに◆

●傷害通院給付金 (単位:円)

給付項目	件数・金額	件数	給付金額
傷害通院給付金	1	32,000	

※請求有効期限1年

■美容所賠償責任補償制度

	対人	対物
事故発生件数	1件	2件
保険金支払件数	0件	1件
保険金支払金額	0円	29,150円

■日本政策金融公庫融資制度

	振興事業貸付	生活衛生改善貸付
申込件数	1件	0件
申込金額	1,964万円	0円

■災害共助会制度

火災発生件数	0件
自然災害発生件数	0件
見舞金支払金額	0円

います。
○特別給付金(加入1年後から請求でき有効期限は事由発生から1年)
・結婚祝金2万円／10万円
・第二子誕生祝金2万円／10万円
・子供誕生祝金2万円／10万円
・子供誕生祝金2万円
祝金2万円(第2子以降)
／・人間ドック補助金1万円まで／・入院療養見舞金2万円又は5万円／・銀婚

組合加入体験キャンペーン 展開中！

美容組合のメリットを
みんなでアピールしよう

1人が一人のお仲間をお誘いください

B A 東京では今年も10月31日までの期間限定で、組合未加入者に組合員としての体験ができるキャンペーンを実施しています。この間に組合事業や組合メリットをご理解いただき、キャンペーン期間終了後は正式な組合加入に繋げてもらおうというものです。

- ① 組合費の免除
- ② 美容所賠償制度への加入（掛金免除）
- ③ 災害共助会への加入（会費免除）
- ④ B A 東京主催の講習会・セミナーへの参加
- ⑤ 組合機関紙及び組合各種情報の送付
- ⑥ 弁護士による電話法律相談（初回のみ無料）
- ⑦ 組合販売物の購入（組合員価格）

全美連の休業補償共済制度は、病気やケガで美容の仕事が出来なくなったとき、その所得を補償するものです。入院中に限らず、医師の指示による自宅療養機関も給付対象です。従業員の方にもおすすすめです。

全美連休業補償共済制度

7月加入者募集

仕事が出来なくなった時、所得を補償

＜保険金額表＞		③ 加入日現在、満15歳以上、満79歳以下の方（70歳以上は継続加入のみ）	
新規加入の満年齢区分	1口あたりの月額保険金額	加入時期	加入時期は10月、1月、4月、7月の年4回
15～19歳	93,000円	掛金	掛金は（1口あたり） 年額6000円（年払い）
20～24歳	63,000円	保険金額	1500円
25～29歳	57,000円	1口の場合	11月加入は4500円、4月加入は3000円、7月加入は1500円
30～34歳	46,000円	※1月、4月、7月の加入は中途加入となり、初年度のみ次の掛金となります。	
35～39歳	37,000円		
40～44歳	30,000円		
45～49歳	25,000円		
50～54歳	22,000円		
55～59歳	21,000円		
60～64歳	20,000円		
65～69歳	17,000円		

※所得の範囲に合わせ口数を増やすことができます。

ご覧になってますか、組合のホームページ

beauty-city.com

新しい生活様式に
対応した美容室

新しい生活様式に対応した美容室情報（サロンにおける新型コロナウイルス対策、衛生管理講習、ワクチン情報等）は下記のURLで配信中です。

東京都美容生活衛生同業組合（B A 東京）
https://measure.beauty-city.com
スマートフォンからもアクセスできます⇒



年齢や加入口数により異なります。別表の保険金額表をご覧ください。
※保険金額の設定は、加入直前12カ月の所得平均月額の範囲内で決めることができます。

申込み締め切り

今回は7月加入のご案内となります。お申込み締め切りは6月10日（金）。

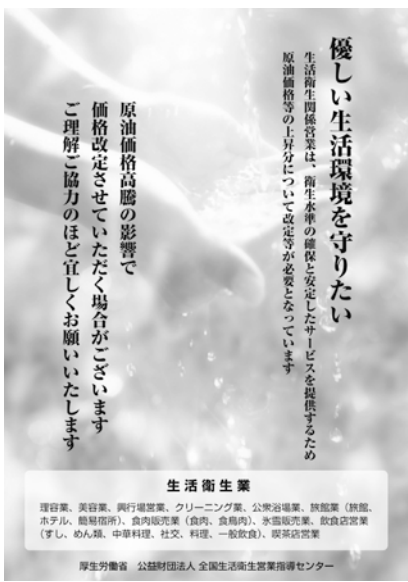
お申込・問い合わせ

B A 東京本部事務局
TEL 03-3370-2131

原油価格高騰による

価格改定。ポスターを配布

生衛業においては、現有価格高騰に伴い、営業に必要なものの値上がりにより、価格改定をせざるを得ない状況が懸念されます。このような状況をお客様にご理解いただけるよう、同封のポスター（A3版）をご活用ください。



コロナ禍の今だからこそ

Sマークを登録しお客様に安心を！

新型コロナウイルスの収束が見通せない今、美容経営は困難し、コロナ以前の状況に戻るにはまだまだ時間がかかるそうです。私たちの出来ることは、お客様が安心して来店いただけるようコロナ対策を講

じて安全な環境を確保することです。言うまでもなく美容サロンはコロナに係るにはまだまだ時間がかかるので、あとは、「このお店は安全・安心ですよ」とお客様にアピールする手立て



このコロナ禍の今だからこそ、この制度のメリットを生かす時です。組合としてもこの制度の活用を推奨していますので未登録の組合員さんは、コロナ対策の一つのアイテムとして是非登録をご検討ください。

登録申請はB A 東京（組合）までご連絡下さい。登録に関する費用は登録手数料＋標識代金＋送料合計10,900円です。登録申請は7月と12月の2回で調査・審査があります。登録者にはSマーク標識とステッカーが送られます。7月の登録申請は6月20日（月）迄です。詳しくはB A 東京事務局にお尋ねください。TEL 03-3370-2131

組合加入推進専門員を募集

組合員増加促進に一役

当組合では現在、組合員の増加促進が喫緊の課題となっています。そこで、増員の役割を担ってもらう「加入推進専門員」を募集します。未加入サロンを訪問し、組合加入を勧めて、加入となれば、推進員に報酬を支給。主な募集条件は次の通りです。

① 営業力に長け明るく健康で粘り強い人／② 組合加入1店舗につき3万円の勧誘手数料を支払う（但し、加入者が半年以内に脱退した場合は全額返金）／③ 活動範囲は全額返金／④ 活動報告書（訪問先、訪問状況等）を毎月提出必須／⑤ 活動に要した交通費実費を組合で負担（明細書提出必須）／⑥ 勧誘資料（組合パンフ・制度チラシ等）組合で提供／⑦ 活動区域は組合の意向に従うこと（組合員の場合所属の支部は対象外）／⑧ 登録書・履歴書（顔写真付）提出／⑨ メール等できる方／採用は書類提出後、書類審査及び面談後に決定。※申込み・問合せは、組合本部まで info@beauty-city.com

組合では労働保険事務の
委託業務を行っています。

労働保険事務組合とは厚生労働大臣の認可を受けて、中小企業の労働保険料の申告、納付などに関する事務処理を事業主に代わって行う団体です。

B A 東京でもこの認可を受け労働保険事務組合の業務を行っており、労働保険の事務委託を希望する組合員さんから委託を受けています。

- 労働保険事務組合に事務委託した場合の利点は
1. 労災保険特別加入
労災保険に加入することができない事業主及び家族従事者も、労災保険に特別加入することが出来ます。
 2. 分割納付
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
 3. 事務処理の軽減
事務組合が職安・監督署への事務手続きや国への労働保険料の申告納付を行いますので、手間が省けます。

- 委託できる事業主は
美容業の場合は、常時使用する労働者が100人以上の事業主
- 事業主に代わって行う労働保険事務とは
1. 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
 2. 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届の提出等に関する事務
 3. 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
 4. 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
 5. その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

常時労働者数	委託手数料(年額・税込)
1人	7,700円
2人～4人	15,400円
5人～9人	23,100円
10人～14人	30,800円
15人～20人	38,500円
20人以上から1人増すごとに加算	1,100円

【別表】

労働保険事務組合事務委託費

特別加入	委託手数料(年額・税込)
1人	1,100円
2人から1人増すごとに加算	550円

B A 東京 組合員の皆様へ

管理美容師資格認定講習会のご案内

今回は令和4年度6・7回コースの開催案内となります。
受講をご希望の方は、所属するB A 東京各支部へご連絡ください。
なお、新型コロナウイルスの影響により通常より人数の制限を行っていますので、ご了承ください。定員に達し次第締め切ります。
日程・締切日等、詳細は本紙に同封のチラシをご覧ください。

お問合せ：東京都美容生活衛生同業組合（B A 東京）TEL03-3370-2131

ニーズに合わせた
高いパフォーマンスを実現



- SPEC 01 全身脱毛※1
- SPEC 02 ヒゲ脱毛※1
- SPEC 03 ライトフェイシャル

多機能で使用できる
美容ライト機器

「ルテラ®」



「ルテラ®」はJ-EPA※2美容ライト機器
適合審査制度 適合機器

※1 除毛・減毛を目的とする ※2 一般社団法人 日本エステティック振興協議会



滝川株式会社 本社営業部 TEL. 03-5821-0211 lutella-beauty.jp▶



第46回
美容師国家試験のお知らせ

○試験期日
・実技試験
令和4年8月1日(月)～

- ・筆記試験
令和4年9月4日(日)
※試験会場は願書(5月6日から配布)関係書類をご覧ください。
- 願書受付日・送付先
・郵送
令和4年5月30日(月)迄
送付場所
美容師美容師試験研修センター
- 実技試験課題及び筆記試験科目
※願書関係書類をご覧ください。
- お問合せ先
美容師美容師試験研修センター 事業第一部
TEL 03(5579)0911

『インボイス制度』
消費税の仕入税額控除に

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

税務署のインボイス発行事業者登録簿に登録された事業者だけが発行できる「請求書」「領収書」がインボイスと呼ばれており、「納品書」や「レシート」も含まれます。この登録事業者になるには、登録申請書を税務署に提出して、登録する必要があります。この制度のポイントは、課税事業者でなければ登録を受けることができない。○登録した事業者は必ず消



お問合せ
(0120-205-553)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohikeigenzeitsu/invoice.htm

美容師試験委員
候補者
募集中

当組合（B A 東京）では、国家資格・美容師試験の実技試験委員候補者としてご登録いただける方を募集しています。

試験委員は美容師を志す人の将来の進路を決定するとても大事な役割を担っています。

この実技試験委員候補者を当組合は試験研修センターに推薦していますが、推薦条件は次の4項目です。

- 美容師免許取得後、実務経験15年以上の方。
- 年齢50歳までの方。

- 試験期間を連続して終日出務できる方。
- 試験委員養成研修会及び勉強会に参加できる方。

以上の全てに該当し試験委員を希望する方は、組合本部へご連絡ください。
【電話】

03-3370-2131

なお、試験委員候補者として推薦する時期については未定です。

代々木

交差点

いまや美容は社会、文化の一端を担っている職業です。経営者の意識も大きく変わっていると思います。が一部の経営者を除き旧態然として人の良い低料金のままの経営をしているように思われます。

今や世間は全ての物価が1割から2割の値上がりをしています。この動きに乗り遅れてはいけません。原価計算を真剣に考える時です。魅力ある職業と

は《安定と高収入》にあると思います。水道光熱費、家賃、化粧品他材料費、店のメンテナンス料、人件費、退職金、税金、社会保険(厚生年金、健康保険金)等経費は重みます。一番は人件費です。30万円の給料を払うには社会保険料、厚生年金を含むと約34万円位は人件費としてかかるのです。営業利益を押し上げるには限界があり施術料の改定以外には方

法はありません。技術は無料ではないのです。今よりカット料金の値上げは出来ないと考えている経営者には『分割加算方式』の導入を提案します。料金の抜本的見直しをするのです。ご自宅での営業は家賃は経費と考える人もいます。でも、時間が経たずとも大変な負担です。時間給よりも安い施術料金は原価を割っているのです。10～20%の値上げを真剣に考えましょう。

因幡

